

記載例

No. _____

ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業利用申請書

令和〇〇年〇月××日

郡山市長

(申請者) 住所 郡山市朝日一丁目 23 番 7 号

本人以外の申請の場合、
本人との続柄を記入してください。

氏名 郡山 がくと (続柄: 本人)

(電話番号: 024-924-3561)

郡山市ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業の利用を、下記のとおり申請します。

利用者	ふりがな	こおりやま がくと		生年	<input type="checkbox"/> 大正	24年 4月 1日 (75歳)
	氏名	郡山 がくと		年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和	
	住所	郡山市 朝日一丁目 23 番 7 号		利用を希望するシステムに印をつけてください。緊急通報システムの場合は、固定回線型または無線型に印をつけてください。		
	世帯状況	<input checked="" type="checkbox"/> 独居 <input type="checkbox"/> 高齢世帯 <input type="checkbox"/> その他 ()				
	住居状況	一戸建て、木造二階建て		住居周辺の目標物		
事業区分	<input checked="" type="checkbox"/> 緊急通報システム → <input checked="" type="checkbox"/> 固定回線型 <input type="checkbox"/> 無線型 (携帯等用) <small>※固定電話をお持ちでない場合のみ、無線型 (携帯等用) の設置となります。</small> <input type="checkbox"/> 見守りシステム (見守り電球) <small>※見守りシステムを選択する場合のみ親族等のメールアドレスを記入してください。</small>					
緊急連絡先	親族等	ふりがな	と係	〒963-■■■	説明を受け、事業内容を了承された親族、協力員の方は <input type="checkbox"/> にチェックを入れてください。	
	2	こおりやま おんぶ	妹	郡山市〇	□□□-0000	
		郡山 おんぶ				
	<small>※事業区分が「緊急通報システム」の場合は緊急通報協力員を指定 (「見守りシステム」の場合は不要)。</small>					
緊急通報協力員	1	ふくしま みどり	長女	〒963-■■■■	郡山市〇〇〇	<small>(※緊急通報システムを利用の場合) 利用者に緊急事態が生じた場合にかけつけ可能な方を、原則として市内在住の方を2名以上記載してください。</small>
		福島 みどり				
	2	こおりやま いちたろう	長男	〒965-●●●●	郡山市△△△-	
	郡山 一太郎					
申請理由	業者から設置に係る連絡をする方にチェックを入れ、本人以外の場合は名前・電話番号を記載ください。					
システム設置時連絡者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他 ()					

■添付書類：調査書 (高齢世帯等においては、同居人全員の調査書も併せて提出ください。)

私は本申請にあたり、裏面に記載の各項目へ同意します。

裏面の同意書の内容をご確認の上、
記入してください。

利用者氏名
(自 署)

郡山市ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業利用に関する同意書

郡山市ひとり暮らし等緊急通報システム事業の利用にあたり、次の事項へ同意します。

1. 申請書等に記載された個人情報、郡山市が緊急通報システム事業及び見守りシステム事業の運営を委託した事業者や消防等関係機関に提供することに同意します。
2. 緊急通報装置及びその他機器又は見守り電球（以下「装置等」という。）の利用にかかる通信料及び電気料金は、利用者又は親族等で負担します。
3. 貸与した装置等（ペンダントを含む）を破損、滅失した場合は利用者又は親族等が責任をもって弁償します。
4. 緊急通報システム事業の安否確認センサー及び見守りシステム事業の見守り電球は一定時間動きがないことを検知するもので、生命を守ることを保証するものでないことを承諾します。
5. 万が一、停電や電話回線の不具合等により装置等が使用できなかった場合についても、市及び事業者には責任を問いません。
6. 装置等の貸与要件に該当しなくなった場合又は事情により装置等を使用しなくなった場合は、ただちに市へ装置等一式の返還を申し出ます。また、入院等により長期で使用休止状態である場合は、休止3か月経過を目安に撤去措置をとることを承諾します。

以下の内容は、事業区分が緊急通報システム事業を希望する方のみ御確認ください。

7. 装置等を設置する際、住居の壁や柱にビス穴等の穴が開くことを承諾します。なお、撤去時の現状回復について、市及び事業者へ責めを一切請求しません。
8. 緊急通報があった場合又は本人の安否が確認できない場合に、救助活動を行う際は、協力員又は消防等関係機関が住居へ立ち入ることを認めます。また、救助活動により住居の一部に破損を生じた場合、その修繕に要する費用は利用者又は親族等が全額負担し、市及び事業者には責任を問いません。